

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の認可申請（所内常設電源設備（3系統目）の設置）に係る事業者ヒアリング【2】」
2. 日時：令和5年10月12日 16時10分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
加藤管理官補佐、高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他6名
東海第二発電所 副所長※ 他5名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり。
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書 確認事項整理表 【SA設
工認（所内常設直流電源設備（3系統目）設置）】（資料1-1）
資料2 設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画）
（抜粋）（資料1-2）
資料3 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料（改1）
（抜粋）（資料1-3）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の加藤です。
0:00:05	これからですね、東海第2発電所の設計及び工事の計画の認可申請、所内常設電源設備3系統目野瀬設置に係る事業者ヒアリングを、
0:00:18	開始します。それでは説明をお願いします。
0:00:24	はい、日本原電の関根でございます。それではですね、所内常設所内常設直流電源設備3系統目の深見の方をご説明させていただきます。
0:00:34	資料の方ですが、資料1-1、1-2、1-3の資料に基づきまして内容の方ご説明させていただきます。
0:00:42	まず、資料1-1のところになります。
0:00:45	こちらですね東海大熱炎症設計及び工事計画の認可申請の確認事項の整理表の、コメントリストの回答になります。
0:00:54	こちらにつきましては、全部で1から9も9項目ございまして、
0:01:00	中身の方はですね、今回、
0:01:03	提出しております資料1-3の、
0:01:06	資料、
0:01:07	設計及び工事計画認可申請書補足説明資料と、記載しております。資料の補足15といったところで、
0:01:17	通し番号で言いますと14ページから、こちら反映した内容になります。
0:01:22	こちらの項目の成文法につきましては、主の方記載の通り反映してございますといった形になります。
0:01:31	で、コメントリストの方で1点、補足と補足をさせていただきたいんですが、C、
0:01:39	資料1-1の2分の2ページの方をご覧ください。
0:01:44	こちらですねナンバー8のコメントのところになります。こちらNo.8につきましては、火災防護上のもので、対策のうち、空調設備の異常警報の発報先。
0:01:57	であったり要因についての記載を、のところがですね
0:02:01	資料の方修正したところになります。
0:02:04	こちらですが先日のですね、10月10日の特重施設に関わる審査会合のところですね、
0:02:12	警報の発報場所といった観点で、ご指摘いただいている箇所ございまして、こちらそちら特有の
0:02:20	特重の審査の方の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	緒情報を受けまして記載の方を適正化させて、ていただきたいというふうに考えてございます。
0:02:29	はい。資料 1-1 の説明につきましては、以上となります。
0:02:38	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:02:40	資料 1-1 の説明ということで今伺いました。
0:02:44	私の方から 1 点ですね最後のナンバーはチーの取り扱いについて説明がありましたけども、
0:02:53	今の説明内容ですと、今回 1-1 の資料では、今回説明する範囲等ということで、ピンクようにハッチングされておりますけれども、
0:03:05	そうじゃなくて火災防護の方の反映を受けて、後日説明をするとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:03:18	はい。日本原燃の関根でございます。
0:03:21	その認識で問題ございません。こちら特重側の方をですね、反映した形で、改めてですね記載内容含めご説明さしていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:03:33	はい。
0:03:34	原則規制庁のカトウです。
0:03:36	ということであれば、提出いただいた資料 1-1 については、修正した上で、出し直しをしていただくということ。
0:03:47	でよろしいですかね。
0:03:54	はい。日本原電の関でございます。はい。
0:03:56	こちらの方資料の修正、
0:03:59	いたします。
0:04:00	以上です。
0:04:03	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:04:05	その時に合わせてですね、実はこの資料 1-1 のタイトルが若干気になってまして、タイトルルーにですね、設計及び工事計画、括弧変更、
0:04:18	認可申請書って書いてあるんですけど、こちらの案件については変更ではないと思いますので、そのところを提出正しく書いていただきたいのと、
0:04:29	あとその下のかぎ括弧の内容もですね、申請の内容に合わせて、例えば所内常設直流電源設備、
0:04:39	設置っておりますけども、その中に第 3 系統目ということ、文言が入ってきたりとかすると思いますので、ちょっとその辺りは正確に直した上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	出し直しをしていただきたいと思いますがよろしいですか。
0:04:56	はい。日本原燃の関でございます。
0:04:59	こちら資料の方です。申し訳ございません記載のほう適正化いたします。以上です。
0:05:07	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:05:09	それでは引き続き
0:05:12	別の資料の説明をお願いします。
0:05:19	はい。日本原燃の関根でございます。それですね、こちらから資料1-2の方の、申請書の中身についてご説明させていただきます。
0:05:29	まず資料1-2のところ、堰及び工事計画認可申請書といったところを1枚めくっていただきまして、今回ですね、
0:05:40	設備の使用後、系統、
0:05:44	並びにですね配置の方ご説明させていただきたいと思います。
0:05:48	1枚めくっていただきまして、まず1枚目ですが、その他発電用原子炉の附属施設非常用電源設備としまして、その他の電源装置の時、無停電電源装置の3系統目用の要目表でございます。
0:06:04	こちらの記載内容につきましては、別表第2に基づきまして、名称種類、容量、電圧周波数、所要寸法個数、取り付け箇所と、
0:06:14	いったところですね設備の仕様の方を、
0:06:17	非常に合わせてですね記載してございます。
0:06:20	こちらの新設のものになりますので変更後のみの記載となります。
0:06:25	続きまして次ページの方をお願いします。ページ側です。
0:06:30	はい。こちらですね井電力貯蔵装置の中身となりまして、125V系蓄電池3系統目の要目表の中身になります。
0:06:40	こちら先ほどの無停電電源装置同様に、別表第2に基づきます名称種類電圧、容量電圧、主要寸法個数取付箇所の方、設備の仕様のほうを記載してございます。
0:06:55	続きまして1ページの方から、
0:06:58	1ページの方をお願いいたします。
0:07:00	続きまして主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図になります。こちら、
0:07:09	第、
0:07:10	1-1図の方につきましては、こちら変わってるところはですね、右下の方の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	ところにですね、無停電電源装置 3 系統目用といった形で配置の方をお示してございます。
0:07:23	はい。続きまして 1 ページの方、お願いいたします。
0:07:27	続きまして第 1-2 図としまして、こちらも同様使用設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図にございます。
0:07:36	こちらも図のほうですね。
0:07:39	いえ。
0:07:40	ものの左側のところにですね、125V系蓄電池 3 系統目というところを図してございます。
0:07:48	はい、次のページお願いいたします。
0:07:52	はい。次のページですが、
0:07:55	こちら図の第 2-1 図となりまして単線結線図のほうになります。
0:08:02	こちらは、
0:08:04	直流電源設備、直流系統に関わる単線結線図の方をお示しておりました、こちら図の方、右上の方にですね、今回
0:08:15	追加してます、将来醸成直流電源設備 3 系統目の直流の系統のものを記載してございます。
0:08:22	右上のところの絵のところから、各直流の主母線盤に接続される形のを、
0:08:32	単線結線図のほうで図示してございます。
0:08:34	はい。
0:08:35	続きまして次ページの方をお願いいたします。
0:08:38	こちら、第 2-2 図といったところでこちらの計測制御設備に関わる単線結線図になります。
0:08:46	こちらも同様にですね右上のところにですね今回、新設数します、所内常設直流電源設備、3 系統目のものを記載してございまして、
0:08:56	それぞれですね、給電先である、各計装用の分電盤に電源を供給できる設計として図示してございます。
0:09:08	次のページお願いいたします。
0:09:10	こちら第 3-1 図につきましては、こちらの非常用電源設備、その他の電源装置に係る機器の配置を明示した図面になります。
0:09:20	こちらの中身の方はですね先ほどの
0:09:23	一応ミズタ図面と同様になりますが非常用電源設備の内容に特化した形での図面となります。
0:09:32	続きまして次ページの第 3-2 図の方をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	こちらと同様ですね 125V系蓄電池 3 系統目の場所を図示してございます。
0:09:46	次のページをお願いいたします。
0:09:49	次のページでは、第 4-1 図ということでこちらからの構造図のほうの説明になります。
0:09:55	こちらはですね、その他発電原子炉の附属施設、非常用電源設備その他電源装置の無停電
0:10:03	無停電電源装置 3 系統目用の構造図になります。
0:10:07	はい。次のページをお願いいたします。
0:10:10	次のページにつきましては、先ほどご説明した第 4-1 図の交差表になります。記載の寸法に対して許容範囲の方と、根拠のほうを記載してございます。
0:10:22	次のページをお願いいたします。
0:10:26	続きまして、第 4-2 図となります。こちらも非常用電源設備の構造になりまして、125V系蓄電池 3 系統目の構造図になります。
0:10:38	で、こちらですが、
0:10:40	先ほどの要目表の方ですね記載しております主要寸法の方で、課題の寸法につきましては、
0:10:49	2 種類ございます。
0:10:51	さらにですね蓄電池のオク個数が変わってきますので、
0:10:57	ほとんどの方としましてはそれぞれの
0:11:01	設置の、
0:11:02	種類、課題の種類と、あと設置パターンのものを、
0:11:06	構造の方につけてございます。
0:11:09	はい。では、次ページ、お願いいたします。
0:11:13	次のページ、最後のページにつきましては、第 4 のニイツの構造図の交差表になります。それぞれの課題の種類に応じて主要寸法と、
0:11:24	許容範囲、根拠の方を記載してございます。
0:11:29	資料 1-2 の説明の方は以上になりまして続けて資料 1-3 の補足説明資料の内容についても、あわせてご説明させていただきます。
0:11:41	資料 1-3 の補足説明資料になりますが、
0:11:45	1 枚めくっていただきまして目次の方になりますが、今回お示してますぐところが、補足 1 と補足 8 と、補足 15 と、
0:11:55	形になります。
0:11:57	まず補足 1 の内容からご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:01	通し番号のほう 2 ページをお願いいたします。
0:12:06	はい。こちら、東海第 2 発電所所内常設直流電源設備 3 系統目設置工事の概要になります。工事の目的につきましては、さらなる信頼性を向上するため、
0:12:18	設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等対処に必要な設備に、
0:12:24	直流電源を供給するため、特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備 3 系統目を、
0:12:30	もう設置しますと、記載になります。
0:12:33	工事概要につきましては、記載の通り、
0:12:36	になります。
0:12:38	個人工事概要図につきましても、
0:12:42	今回申請する設備については赤線で今、記載してある内容となります。
0:12:49	資料 3 ページをお願いいたします。
0:12:54	はい。こちら 3 ページの方は、所内常設直流電源設備 3 系統目の設備仕様と、
0:12:59	事で、125V系蓄電池 3 系統目の
0:13:02	仕様の方を記載してございます。
0:13:06	続きまして、通し番号 4 ページから、補足の 8 の、
0:13:10	ところで、所内常設直流電源設備 3 系統目の設置場所についてご説明いたします。
0:13:17	はい。通し番号の 5 ページをお願いいたします。
0:13:23	はい。こちらですね所内常設直流電源設備 3 系統目の設置場所と、
0:13:28	ことで 125 ハタケ蓄電池 3 系統目、地震津波水火災等を考慮した。
0:13:34	頑健性を有する。
0:13:35	建屋に配置する設計としてございます。
0:13:39	こちらですが、配置にあたってですが、設計基準事故対処設備でありませ、DBの電源でありますアノ、
0:13:48	非常用ディーゼル発電機の西で及びHPCS並びに 125V系の蓄電池、A系B系、
0:13:56	及びHPCS系等、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計としてございます。
0:14:03	こちらにつきまして
0:14:05	下の表でですねそれぞれ、設備名称と加えて設置場所、設置高さ等を記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:12	次ページ以降ですね、ここの配置のところの説明になります。
0:14:16	6 ページの方をお願いいたします。
0:14:22	はい。6 ページの方ですが、こちらオノ直流電源設備の設置場所といったところで、全体のですね、設置場所のところを記載して、
0:14:32	ございます。
0:14:34	続きまして通し番号 7 ページの方をお願いいたします。
0:14:41	はい。7 ページの方では、
0:14:44	125 都県蓄電池 3 系統目。
0:14:48	と、100、
0:14:50	充電器、主母線盤の 3 系統目のほうの設置場所の方をお示してございます。
0:14:56	続きまして 8 ページ目をお願いいたします。
0:15:00	8 ページ目のところですがこちらの非常用ディーゼル発電機の設置場所の方をお示してございます。
0:15:10	続きまして 9 ページをお願いいたします。
0:15:14	はい。9 ページにつきましては、
0:15:17	こちらは 125 件蓄電池AKBHPCS系、無停電電源装置の 3 系統目を見て電源切替盤、
0:15:26	及び直流の遠隔切り換え操作盤を、こちらの
0:15:30	全部で 3 枚ものの資料になりますが、それぞれですね、9 ページ、10 ページ、11 ページの方で、配置の方をお示してございます。
0:15:45	はい。こちら補足 8 の最後、12 ページになります。
0:15:50	12 ページにつきましては、可搬型の電源設備等の
0:15:56	配置の方を、御所、お示してございます。
0:16:01	これはそれらのですね、設備と位置的分散を図る。
0:16:05	上がっておるという設計で
0:16:08	配置の方を設定してございます。
0:16:11	はい。説明の方は以上になります。
0:16:18	はい、原子力規制庁の加藤です。
0:16:21	それではですね私の方から何点か確認したいと思います。
0:16:27	資料番号で言うと 1-2 というやつを見ていただきたいんですけども、
0:16:33	これのですね、一番最後のページ、
0:16:37	第 4 の人数の別紙というなってる。
0:16:42	工事計画記載の公称値の許容範囲というのを示されている。
0:16:47	書面になりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:50	ここの中で一部根拠として
0:16:54	字数が記載されてる部分がありまして、その字数の中とですね、あと、具体的にそれが根拠で
0:17:06	許容範囲ということで示されておりますけれども、ちょっとこの辺りの関係が、私なりに該当する根拠と書かれてる書類を見てですね、
0:17:18	確認をしたんですけども、ちょっとその根拠の書類から次、具体的な許容範囲の記載にたどり着けなかったんですけどもこのところの、
0:17:29	野瀬説明というかその辺りは、
0:17:34	ちょっとそういう状況で、私なりに調べた範囲ではちょっとそれがたどり着けなかったんですけども、
0:17:44	もうちょっと詳細の説明というのは、できますか。
0:18:01	日本原燃の関でございます。ちょっと回答を持ち合わせてございませんのでこちらもちょっと確認して
0:18:08	回答させていただくようにいたします。
0:18:10	以上です。
0:18:13	はい、原子力規制庁の加藤です。よ。
0:18:16	はい。対応お願いします。
0:18:18	続いてですね、資料 1-3 の方の
0:18:23	資料なんですけれども、
0:18:27	ですねそちらの通しページで言うと 5 ページのところを見ていただきたいんですが、
0:18:37	先ほど説明があった通り今回設置する 3 系統目の所内常設直流電源設備の設置場所ということで示されておりますけれどもここで、
0:18:50	設置の高さがエレベーションの高さで書かれてるのはいいんですけども、
0:18:54	これがそれぞれの建屋の段階に相当するのかっていうのが、ちょっともし、1 例でいいんですけども、説明していただければお願いしたいんですけども。
0:19:36	免職先生の方です。ちょっと建屋の名称が
0:19:42	公開できない情報なので答えづらいのかもしれませんが、ちょっとまた、こちらとしたら今の 5 ページから、
0:19:53	配置図が、設置場所の図面が、
0:19:56	11、
0:19:58	ページぐらいまでですかねそれぞれのフロアの平面図が出てますけども、建物の何階に相当するのかっていうのもあわせて併記をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:09	してあるとですね非常に理解が進むんですが、それは示すことは可能でしょうか。
0:20:15	日本原電の関でございます。はい。建屋の改装を示すことは可能ですので、資料の方に反映し、反映したいと思います。
0:20:24	以上です。
0:20:27	はい、原子力規制庁さんの加藤です。あと私の方から最後 1 点になりますけれども、
0:20:33	資料 1-3 の方ですね、ちょっと説明はなかったんですがアノサトウしページの 30 ページを見ていただきたいんですけれども、
0:20:53	ここん容量の内訳を示してる資料になりますけれども、
0:21:00	ここで数kmという値を、
0:21:09	kmという値を使ってるんですけれども、これの刑務の意味するところがですね、ちょっとここに書かれてるものが正しいのかどうかというのがですね、
0:21:19	その参考文献というものですとか或いは同様な参考文献から、先行のプラント等の
0:21:29	書類等を見るとですね、どうもこの計Nという値が、ここに書かれてる
0:21:36	日本語の意味っていうんですかねそれと若干違うので、ちょっとそのところはもう確認していただきたいなというところなんですけどもいかがでしょうか。
0:21:52	日本原燃の関根でございます。
0:21:55	承知しました。内容の方確認して
0:21:59	ご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:22:05	はい。
0:22:08	はい。以上です。
0:22:10	原子炉規制庁の加藤です。私の方からは以上ですけれども規制庁の方から他に何かありますか。
0:22:24	規制庁高橋です。
0:22:26	資料 1-2。
0:22:28	お願いします。
0:22:31	後ろの方の単線結線図の、
0:22:37	ところで、確認ですが、
0:22:43	単線結線図の、
0:22:47	2 分の 1 の方は、これは負荷としては直流負荷用の構成ということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:54	2分の2の方は、交流負荷用の調整、結線図ということでとらえてよろしいでしょうか。
0:23:03	日本原燃の関でございます。その認識で問題ございません。
0:23:07	規制庁高橋です。
0:23:09	衛藤。
0:23:10	2分の2の方で、無停電電源装置の機能ですが、
0:23:16	これは要目表にありますように、入力、交流と直流があって、出力は交流となっているので、
0:23:25	インバーターが入っていて、
0:23:27	直流交流に変換して、
0:23:30	供給するという機能がついているという理解でよろしいでしょうか。
0:23:35	日本原燃の関でございます。
0:23:39	その理解で問題ございません。
0:23:42	規制庁高橋です。2点目ですが、
0:23:46	サンケイ止めの切り換え盤がありまして、
0:23:51	3ヶ所ほどついてますが、
0:23:55	これのところで、他の方、下の方の切り換えですと
0:24:02	注釈が注記がありまして、機械的インターロックで、
0:24:06	2項中1個のみ投入かという話がありますが、
0:24:11	ここの切り換えについては、どのような切り換え方式を行うのでしょうか。
0:24:18	日本原燃の関根でございます。
0:24:20	こちらですが、
0:24:23	今回の所内常設直流電源設備3系統名、
0:24:27	用としまして、その切り換え操作盤というものを、新たに付ける版としてございます。そちらの操作盤で、遠隔ですね。
0:24:37	ここの無停電電源切替盤、3系統目用といったところさん、三つございますが、遠隔操作で、ここの遮断器を入れて、
0:24:47	切り替えるといった形になります。で、その他の緊急直、
0:24:53	その下流側のある機械的インターロックといったものがございますが、こちらの方はですね手動で機械的なインターロックを外して電源を入り切りすると。
0:25:04	そういった構成のものになりますので、そちらと、
0:25:07	こちらの初動への切り換え等、遠隔操作盤での切り換えといった形で、操作のやり方が異なります。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:18	規制庁高橋です。その切り換えの方式について、わかりました。もうちょっと、少しだけ教えて欲しいんですが、
0:25:30	3Kと名の
0:25:34	方は切り換えそうす。
0:25:36	とそれから
0:25:38	3 系統名と別の通常ラインからの、
0:25:42	ライン遮断機が、
0:25:44	遮断機なのかなスイッチなのかな、ありまして、
0:25:48	両方ともその遠隔操作で、それぞれ、
0:25:52	手順か何かののっとして、
0:25:54	最初の方を開放して、
0:25:57	3 系統目を投入するといったそんなイメージでしょうか。
0:26:03	日本原燃の関でございます。今おっしゃられた通り、今回所内常設直流電源設備 3 系統目として、直流であったり、計装用の電源と、
0:26:13	切り換えて使う箇所ございますが、それすべてですね
0:26:17	遠隔の操作盤の方で、
0:26:21	遮断器の方入りして、
0:26:23	操作するといった形になります。以上です。
0:26:27	規制庁高橋ですわかりました。
0:26:29	それで検討いただきたいんですが、
0:26:35	今言った説明を注記で、
0:26:38	機械的インターロックとは別のやり方と思いますが、注記で追加することを検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:26:53	日本原燃の関根でございます。
0:26:56	内容承知しました。
0:27:15	原子力規制庁の活動です。ただいま非開示情報確認してますので、今、
0:27:22	会話を止めております。
0:28:55	原子炉規制庁の加藤です。確認が終わりましたので 6 を再開します。
0:29:02	はい。日本原燃の関根でございます。先ほどコメントいただきました切り換えの操作手順等につきましては、補足説明資料の方に落とし込む形で、
0:29:14	資料の方ですね拡充したいと考えてございます。以上です。
0:29:23	規制庁高橋です。わかりました。
0:29:26	私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:32	江崎先生のカトウです。規制庁の方で他にありますか。
0:29:38	原子力規制庁の方からは確認事項以上になりますので事業者の方から何かありますか。
0:29:49	はい。日本原燃の関根でございます。あと発電所側の方で確認事項等ございますでしょうか。
0:30:01	はい。こちらは東海第2発電所です。こちらからは特にございません。
0:30:07	はい。日本原燃の関でございます。はい。
0:30:10	確認事項はございません。
0:30:12	以上です。
0:30:15	はい、原子炉規制庁の加藤です。それではですねこれにて本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。